

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前		
P9	第4章 水防等配備体制 第1節 水防等の配備体制 1 職員の配備体制			第4章 水防等配備体制 第1節 水防等の配備体制 1 職員の配備体制		
	種別	配備事由等	配備体制	種別	配備事由等	配備体制
	水防準備体制	1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報のいずれかが発表されたとき。 2 相模湾に津波注意報が発表されたとき。 3 小田原市を除く神奈川県西部（西湘地域）の各市町に大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき。	関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。（平時の体制、自宅待機等）	水防準備体制	1 小田原市に大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報のいずれかが発表されたとき。 2 相模湾に津波注意報が発表されたとき。 3 小田原市を除く神奈川県西部（西湘地域）の各市町に大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき。	関係部局による情報収集及び事前準備活動を実施できる体制とする。（平時の体制、自宅待機等）
	水防警戒1号体制	1 小田原市に大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき。 2 相模湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 3 知事又は水防支部長から水防警報が発せられたとき。 4 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合	次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。 <u>ただし、配備事由等の1に掲げる事由の場合において市長が認めるときは、</u> <u>関係部局による情報収集及び事前準備活</u>	水防警戒1号体制	1 小田原市に大雨警報、洪水警報、高潮警報のいずれかが発表されたとき。 2 相模湾に大津波警報又は津波警報が発表されたとき。 3 知事又は水防支部長から水防警報が発せられたとき。 4 台風の進路予測等に基づき事前準備が必要な場合	次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。 1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・橋梁等の応急対策を実施する部局 2 消防部、本部事務

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正前			
		<p>5 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。</p>	<p><u>動を実施できる体制</u> (<u>平時の体制、自宅待機等</u>)<u>とすることができる。</u></p> <p>1 河川、海岸、農地、急傾斜地及び道路・橋梁等の応急対策を実施する部局</p> <p>2 消防部、本部事務局及び職員動員に係る部局</p> <p>3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局</p>		<p>5 その他水防管理者が必要と認め当該配備を指令したとき。</p>	<p>局及び職員動員に係る部局</p> <p>3 その他、警報等の発令に伴い警戒態勢を強化するために必要な部局</p>
	<p>水防警戒 2号体制</p>	<p>1 市内の河川の水位が、水防団待機水位を超えるおそれがあるとき又は水防団待機水位を超え、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</p> <p>2 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。</p>	<p>水防警戒1号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>1 避難所の開設準備及び開設</p>	<p>水防警戒 2号体制</p>	<p>1 市内の河川の水位が、水防団待機水位を超えるおそれがあるとき又は水防団待機水位を超え、更に水位が上昇するおそれがあるとき。</p> <p>2 市内数地域で災害が発生し、又は災害が発生するおそれが非常に高いとき。</p> <p>3 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p>水防警戒1号体制を強化するとともに、次に掲げる分担業務を実施する部局の職員をもって対応する。</p> <p>1 避難所の開設準備及び開設</p> <p>2 広報車等による広報及び避難誘導</p> <p>3 要配慮者の対応</p> <p>4 住民組織との連携</p> <p>5 その他必要な部局</p>
				<p>水防非常</p>	<p>1 水防警戒2号体制を強化、拡大する必要があるとき。</p>	<p>水防本部全部が水防等の対応に当たる体</p>

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前		
		<p>3 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p>2 広報車等による広報及び避難誘導 3 要配慮者の対応 4 住民組織との連携 5 その他必要な部局</p>	<p>配備体制</p>	<p>2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p>制</p>
	<p>水防非常配備体制</p>	<p>1 水防警戒2号体制を強化、拡大する必要があるとき。 2 その他水防管理者が必要と認め、当該配備を指令したとき。</p>	<p>水防本部全部が水防等の対応に当たる体制</p>	<p>※1 消防部及び医療救援部の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 ※2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、別表4 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。</p>		
	<p>※1 消防部及び医療救援部の配備体制は、消防長及び病院長が別に定める。 ※2 上記配備体制に基づく水防本部動員基準は、別表4 小田原市水防本部動員基準表のとおりとする。</p>					

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
<p>P11</p>	<p>第5章 通信連絡 第1節 水防時の通信連絡 2 通信連絡方法 (略)</p> <p>凡例 — 水防警報、洪水予報、避難警報情報等、 気象関係情報、 ※行内の勤務時間外伝達網は、別に定める。</p>	<p>第5章 通信連絡 第1節 水防時の通信連絡 2 通信連絡方法 (略)</p> <p>凡例 — 水防警報、洪水予報、避難警報情報等、 気象関係情報、 ※行内の勤務時間外伝達網は、別に定める。</p>

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																																				
P12	<p>第6章 水防に関する予警報</p> <p>第1節 気象注意報・警報の種類</p> <p>1 水防の活動に適合する注意報等</p> <p>気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報、警報は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="241 499 1059 1382"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 499 400 675">水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th data-bbox="400 499 573 675">一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報</th> <th data-bbox="573 499 1059 675">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 675 400 815">水防活動用 気象注意報</td> <td data-bbox="400 675 573 815">大雨注意報</td> <td data-bbox="573 675 1059 815"><u>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 815 400 1382" rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td data-bbox="400 815 573 1086">大雨警報</td> <td data-bbox="573 815 1059 1086"><u>大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="400 1086 573 1382">大雨特別警報</td> <td data-bbox="573 1086 1059 1382"><u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるとき。重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」の</u></td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	<u>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続</u>	水防活動用 気象警報	大雨警報	<u>大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続</u>	大雨特別警報	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるとき。重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」の</u>	<p>第6章 水防に関する予警報</p> <p>第1節 気象注意報・警報の種類</p> <p>1 水防の活動に適合する注意報等</p> <p>気象業務法に基づき横浜地方気象台が発表する水防の活動に適合する注意報、警報は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1104 499 1921 1382"> <thead> <tr> <th data-bbox="1104 499 1263 675">水防活動の利用に適合する注意報・警報</th> <th data-bbox="1263 499 1435 675">一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報</th> <th data-bbox="1435 499 1921 675">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1104 675 1263 759">水防活動用 気象注意報</td> <td data-bbox="1263 675 1435 759">大雨注意報</td> <td data-bbox="1435 675 1921 759">大雨による災害が発生する恐れがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 759 1263 927" rowspan="2">水防活動用 気象警報</td> <td data-bbox="1263 759 1435 844">大雨警報</td> <td data-bbox="1435 759 1921 844">大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 844 1435 927">大雨特別警報</td> <td data-bbox="1435 844 1921 927">大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 927 1263 1034">水防活動用 洪水注意報</td> <td data-bbox="1263 927 1435 1034">洪水注意報</td> <td data-bbox="1435 927 1921 1034">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 1034 1263 1141">水防活動用 洪水警報</td> <td data-bbox="1263 1034 1435 1141">洪水警報</td> <td data-bbox="1435 1034 1921 1141">大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 1141 1263 1331" rowspan="2"></td> <td data-bbox="1263 1141 1435 1225">波浪警報</td> <td data-bbox="1435 1141 1921 1225">風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれがあると予想したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1263 1225 1435 1331">波浪特別警報</td> <td data-bbox="1435 1225 1921 1331">風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想したとき</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 1331 1263 1386">水防活動用</td> <td data-bbox="1263 1331 1435 1386">高潮注意報</td> <td data-bbox="1435 1331 1921 1386">台風や低気圧等による異常な海面の上昇に</td> </tr> </tbody> </table>	水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準	水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想したとき	水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき	水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		波浪警報	風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれがあると予想したとき	波浪特別警報	風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想したとき	水防活動用	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇に
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準																																				
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	<u>大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続</u>																																				
水防活動用 気象警報	大雨警報	<u>大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したとき。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報（土砂災害）」、「大雨警報（浸水害）」又は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続</u>																																				
	大雨特別警報	<u>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるとき。重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」の</u>																																				
水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準																																				
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生する恐れがあると予想したとき																																				
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																				
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき																																				
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき																																				
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき																																				
	波浪警報	風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれがあると予想したとき																																				
	波浪特別警報	風浪、うねりなどによって、重大な災害の起こるおそれが著しく大きいと予想したとき																																				
水防活動用	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇に																																				

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後			改正前		
			<p>ように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれ著しく大きい場合には発表を継続</p>	高潮注意報		<p>より災害が発生するおそれがあると予想したとき</p>
	水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	<p>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられる</p>	水防活動用 高潮警報	高潮警報	<p>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</p>
	水防活動用 洪水警報	洪水警報	<p>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したとき。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられる</p>		高潮特別警報	<p>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生する著しく大きいと予想したとき</p>
	水防活動用 高潮注意報	波浪警報	<p>高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</p>	水防活動用 津波注意報	津波注意報	<p>津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき</p>
		波浪特別警報	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される時</p>		水防活動用 津波警報	津波警報
	水防活動用 高潮警報	高潮警報	<p>台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき</p>	水防活動用 津波特別警報		津波特別警報
	水防活動用 高潮特別警報	高潮特別警報	<p>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される時</p>		水防活動用 津波注意報	
	水防活動用 津波注意報	津波注意報	<p>予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがあるとき</p>			

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後				改正前					
P19	水防活動用 津波警報	津波警報	<u>予想される津波の高さが高いところで1m を超え、3m以下のとき</u>							
		津波特別警 報 (<u>大津波警 報</u>)	<u>予想される津波の高さが高いところで3m を超えるとき</u>							
	<p>第8章 洪水浸水想定区域</p> <p>第1節 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>法第14条に基づく市内河川の洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりとする。</p> <p>1 洪水浸水想定区域指定状況</p>					<p>第8章 洪水浸水想定区域</p> <p>第1節 洪水浸水想定区域の指定</p> <p>法第14条に基づく市内河川の洪水浸水想定区域の指定状況は、次のとおりとする。</p> <p>1 洪水浸水想定区域指定状況</p>				
	No.	河川名	浸水想定区域指定年月 日	<u>外力</u>	想定雨量	No.	河川名	浸水想定区域指定年月 日	想定(確率)	想定雨量
	1	山王川	<u>平成30年6月1日</u> <u>神奈川県告示第291号</u>	<u>想定最大規 模</u> (<u>1/1000程 度を超える 規模</u>)	<u>24時間総 雨量</u> <u>342mm</u>	1	山王川	平成18年8月11日 神奈川県告示第478号	50年に1 回	時間雨 量:63mm
	2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号		<u>24時間総 雨量:530 mm</u>	2	酒匂川	平成29年3月31日 神奈川県告示第172号	1000年以 上に1回	日雨量: 530mm
3	狩川	<u>平成30年7月27日</u> <u>神奈川県告示第355号</u>	<u>24時間総 雨量:</u> <u>364mm</u>		3	狩川	平成21年1月9日 神奈川県告示第9号	50年に1 回	時間雨 量:94mm	
4	仙了川	※下記欄外参照	<u>24時間総</u>		4	仙了川	※下記欄外参照			
					5	要定川	平成21年1月9日 神奈川県告示第10号			
					6	早川	平成21年1月9日	50年に1	日雨量:	

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後				改正前				
P24				雨量： 344mm			神奈川県告示第14号	回	481mm
	5	要定川	<u>平成30年7月27日</u> <u>神奈川県告示第356号</u>	<u>24時間総</u> <u>雨量：</u> 336mm	7	森戸川	平成21年1月9日 神奈川県告示第8号	30年に1 回	時間雨 量：85mm
	6	早川	平成21年1月9日 神奈川県告示第14号	<u>中頻度</u> <u>(1/50)</u> <u>24時間総</u> <u>雨量：</u> 481mm	8	中村川	平成21年1月9日 神奈川県告示第7号	50年に1 回	時間雨 量：94mm
	7	森戸川	<u>令和元年12月20日</u> <u>神奈川県告示第305号</u>	<u>想定最大規</u> <u>模</u> <u>(1/1000程</u> <u>度を超える</u> <u>規模)</u> <u>24時間総</u> <u>雨量：</u> 338mm					
	8	中村川	<u>令和元年12月20日</u> <u>神奈川県告示第307号</u>	<u>24時間総</u> <u>雨量：</u> 335mm					
<p>第9章 水防活動</p> <p>第4節 緊急輸送の確保</p> <p>2 輸送車両の確保【総務調査部】</p> <p>水防本部が設置された場合、応急対策要員等輸送体制に使用できる車両を総務部が統括し、輸送手段の競合を生じないよう十分に調整し、敏速に出動できる態勢を整える。</p> <p>なお、車両に不足を生じた場合は、「災害時における物資の輸送等に関する協定」及び「災害時における物資配送等に関する協定」</p>	<p>第9章 水防活動</p> <p>第4節 緊急輸送の確保</p> <p>2 輸送車両の確保【総務調査部】</p> <p>水防本部が設置された場合、応急対策要員等輸送体制に使用できる車両を総務部が統括し、輸送手段の競合を生じないよう十分に調整し、敏速に出動できる態勢を整える。</p> <p>なお、車両に不足を生じた場合は、「災害時における物資の輸送等に関する協定」に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動</p>								

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前																											
P27	<p>に基づき、当該輸送機関に対し車両の確保と出動要請をする。</p> <p>第10章 避難警戒体制 第1節 水防、避難情報の伝達 2 市民への伝達方法</p> <table border="1" data-bbox="232 499 929 1145"> <thead> <tr> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 防災行政無線</td></tr> <tr><td>2 戸別受信機</td></tr> <tr><td>3 J:COM 防災情報サービス</td></tr> <tr><td>4 防災メール</td></tr> <tr><td>5 テレホンサービス</td></tr> <tr><td><u>6</u> J:COM チャンネル小田原データ放送</td></tr> <tr><td><u>7</u> FMおだわら</td></tr> <tr><td><u>8</u> 市ホームページ</td></tr> <tr><td><u>9</u> 緊急速報メール</td></tr> <tr><td><u>10</u> SNS</td></tr> <tr><td><u>11</u> 広報車、消防車両等</td></tr> <tr><td><u>12</u> 電話・ファクシミリ</td></tr> </tbody> </table>	伝達方法	1 防災行政無線	2 戸別受信機	3 J:COM 防災情報サービス	4 防災メール	5 テレホンサービス	<u>6</u> J:COM チャンネル小田原データ放送	<u>7</u> FMおだわら	<u>8</u> 市ホームページ	<u>9</u> 緊急速報メール	<u>10</u> SNS	<u>11</u> 広報車、消防車両等	<u>12</u> 電話・ファクシミリ	<p>要請をする。</p> <p>第10章 避難警戒体制 第1節 水防、避難情報の伝達 2 市民への伝達方法</p> <table border="1" data-bbox="1093 499 1789 1193"> <thead> <tr> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1 防災行政無線</td></tr> <tr><td>2 戸別受信機</td></tr> <tr><td>3 J:COM 防災情報サービス</td></tr> <tr><td>4 防災メール</td></tr> <tr><td>5 テレホンサービス</td></tr> <tr><td>6 テレビ神奈川データ放送</td></tr> <tr><td>7 J:COM チャンネル小田原データ放送</td></tr> <tr><td>8 FMおだわら</td></tr> <tr><td>9 市ホームページ</td></tr> <tr><td>10 緊急速報メール</td></tr> <tr><td>11 SNS</td></tr> <tr><td>12 広報車、消防車両等</td></tr> <tr><td>13 電話・ファクシミリ</td></tr> </tbody> </table>	伝達方法	1 防災行政無線	2 戸別受信機	3 J:COM 防災情報サービス	4 防災メール	5 テレホンサービス	6 テレビ神奈川データ放送	7 J:COM チャンネル小田原データ放送	8 FMおだわら	9 市ホームページ	10 緊急速報メール	11 SNS	12 広報車、消防車両等	13 電話・ファクシミリ
伝達方法																													
1 防災行政無線																													
2 戸別受信機																													
3 J:COM 防災情報サービス																													
4 防災メール																													
5 テレホンサービス																													
<u>6</u> J:COM チャンネル小田原データ放送																													
<u>7</u> FMおだわら																													
<u>8</u> 市ホームページ																													
<u>9</u> 緊急速報メール																													
<u>10</u> SNS																													
<u>11</u> 広報車、消防車両等																													
<u>12</u> 電話・ファクシミリ																													
伝達方法																													
1 防災行政無線																													
2 戸別受信機																													
3 J:COM 防災情報サービス																													
4 防災メール																													
5 テレホンサービス																													
6 テレビ神奈川データ放送																													
7 J:COM チャンネル小田原データ放送																													
8 FMおだわら																													
9 市ホームページ																													
10 緊急速報メール																													
11 SNS																													
12 広報車、消防車両等																													
13 電話・ファクシミリ																													
P27	<p>第2節 警戒区域の設定 2 消防法に基づく警戒区域 消防<u>吏</u>員又は消防団員は、消防法第28条第<u>1</u>項の規定に基づき、</p>	<p>第2節 警戒区域の設定 2 消防法に基づく警戒区域 消防職員又は消防団員は、消防法第28条及び第<u>36</u>条の規定に基</p>																											

令和2年 小田原市水防計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
P29	<p>土砂災害等の災害現場(水災を除く。)において、消防警戒区域を設定して、関係者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。</p> <p>第4節 避難場所</p> <p>1 水害時の避難場所</p> <p>風水害避難場所を開設する場合は、小田原市地域防災計画第1編第4章第3節 避難対策に準じて開設する。</p> <p>2 開設する避難場所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 風水害避難場所(小学校、中学校)</p> <p>2 市・<u>県</u>公共施設等</p> </div> <p>3 避難場所開設時の留意事項</p> <p>1 避難場所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮する。</p> <p>2 避難場所を開設する場合は、<u>市職員</u>及び公共施設所管課の職員等により開設する。</p>	<p>づき、土砂災害等の災害現場(水災を除く。)において、消防警戒区域を設定して、関係者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。</p> <p>第4節 避難所</p> <p>1 水害時の避難所</p> <p>避難所を開設する場合は、小田原市地域防災計画第1編第4章第3節 避難対策に準じて開設する。</p> <p>2 開設する避難所</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1 風水害等避難所(小学校等)</p> <p>2 <u>その他市公共施設及び地域の公民館等</u></p> </div> <p>3 避難所開設時の留意事項</p> <p>1 避難所を開設する場合は、当該地域の避難人員、浸水地域及び避難経路等を考慮する。</p> <p>2 避難所を開設する場合は、<u>市民救援部、避難収容部</u>及び公共施設所管課の職員等により開設する。</p>